別記第二十七号様式（第五条第七項関係）

【四半期連結損益計算書】

【第　四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業収益	×××	×××
営業費用	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××
その他	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××
その他	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
その他	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
その他	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××
非支配株主に帰属する四半期純利益（又は非支配株主に帰属する四半期純損失）	×××	×××
親会社株主に帰属する四半期純利益（又は親会社株主に帰属する四半期純損失）	×××	×××

（記載上の注意）

1　四半期連結累計期間（連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成すること。

2　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類の収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の20を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

4　四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を作成するほか、第２四半期連結会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成することができる。第２四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第３四半期連結会計期間（10月１日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期連結累計期間」とあるのは、「四半期連結会計期間」とすること。

別記第二十八号様式（第五条第七項関係）

【四半期連結包括利益計算書】

【第　四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		
繰延ヘッジ損益	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
非支配株主に係る四半期包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

1　四半期連結累計期間（連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期連結包括利益計算書を作成すること。

2　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成するほか、第２四半期連結会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第２四半期連結会計期間及び第３四半期連結会計期間（10月１日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期連結累計期間」とあるのは、「四半期連結会計期間」とすること。